

第2号様式（第12条関係）

令和4年度 第2回大和市情報公開審査会 会議要旨

- 1 日 時 令和5年2月2日（木） 午前10時00分から午後12時30分
- 2 場 所 大和市役所 会議室棟101会議室
- 3 出席者 大津浩会長、坂田淳一委員、鈴木健次委員、鈴木珠恵委員、福永清貴委員
- 4 傍聴人数 0人（非公開）

5 次 第

- (1) 委嘱状の交付
- (2) 会長の互選等
- (3) 会長あいさつ

6 議 題

- ① 行政文書公開決定に対する審査請求について（諮問）

【No238 案件：こども部ほいく課】

7 議事要旨

(1) 議 題

- ① 行政文書非公開決定に対する審査請求について（諮問）

【No238 案件：こども部ほいく課】

（担当課説明）

会 長 本件の「ぼかぼか」に対しての適正な財務管理がなされているかどうかをチェックする体制は確立されていたか。

担当課 現状は委託契約の1つひとつの運営収支の報告を求めるという体制にはしていない。各月の実績報告を受け、これをもって、適正な運営がされているものとして管理している。

会 長 市がその点についてのルールを定めていないから行っていないという認識で

間違いないか。

担当課 金額については仕様書で定めている状況である。実施した業務内容については、各月に実績報告として受けている。各月の実績報告をもって、適正な運営がなされているものと把握している。

会 長 単価については契約書で定められている金額に基づいて、月々の支払金額が算出されるのか。

担当課 そうである。

会 長 それをデータ化したものを開示するわけにはいかないのか。

担当課 委託契約時の金額積算内訳については開示されている。

会 長 単価等も明らかになっているから、それらの情報を突き合せば、審査請求人の知りたい情報は明らかになる。

会 長 決算報告の中で報告される内容ほどのレベルのものか。決算としては何を出しているのか。

担当課 決算報告は事業ごとに出しており、その中で、病児保育事業として、さらにそのうちの需用費、委託料等として提出している。

会 長 毎年「ぼかぼか」に収支報告書の提出を求めているにもかかわらず、市議会に対して財政報告の説明ができる点について不明瞭である。

担当課 市議会に対して報告しているのは、市のほいく課の決算状況である。これは、本件の「ぼかぼか」等も含めた様々な委託料などを含めて、市の決算として出しているものになる。

会 長 そうすると、委託先の「ぼかぼか」について直接記載された報告書は出てこないということか。

担当課 そうである。

会 長 補助金交付の局面ではなく、「入札の局面なので」という主張は成り立つのか。

担当課 「ぼかぼか」の運営収支は、市の決算として報告を受けるものであるため、民間の運営収支と性質が異なる。

会 長 委託料の支払いをしているのは民間の事業所ではなく、市が設置している公的施設である。市が管理している本件「ぼかぼか」に対して業務委託を行っているところ、入札のときには不要であったから収支報告書は不存在であるという主張は成り立たないのではないか。

担当課 民間の病児保育事業者に対しては、補助金の交付の算定のために、運営収支報告の提出を求めている。「ぼかぼか」については、運営事業者に補助金を交付するものではない。

会 長 株式会社アミーに対する業務委託契約は、収支報告を求めるような内容ではないというのが担当課の考えか。

事務局 いわゆる入札参加登録という制度が用いられており、その段階で会社の財務諸表等で経営状況を確認し、登録を行っている。その中で、市が病児保育を委託す

ることができる事業者を検討した結果の1つが株式会社アミーである。その後、市から収支報告書を求めることはしていない。

会 長 神奈川県全体として適正なチェックがされているから、その後、都度報告は求めてないという運用か。

事務局 入札参加登録は2年に1回の頻度で更新され、神奈川県で財務諸表等もその都度チェックしている。

委 員 資料②43頁で収支報告を義務化している市はないかという質問に対して、ほいく課長が「直接は確認していないが、検討課題として確認したい」と発言しているが、その後どのような検討をされたのか。また、市の側から横浜市の状況を把握できる資料が提出されていないが、その点についてはどうなっているか。

担当課 横浜市については、書面等で正式な確認は行っていないが、一般競争入札ではなく随意契約で行っているという状況である。その関係上、契約金額についての適正化を求めているという状況である。本市では日々の運営状況について、人員体制が適正に行われているのかどうか、情報提供がプッシュ型で行われていると判断できるため、適正な契約金額の執行が認められると判断した。

会 長 それを何らかのかたちで文書化したものはないか。

担当課 1つにしたものはないが、毎月のものについては、文書化したものを読み取っている。

会 長 一つの文書として作成し、ストックしておくことはないか。

担当課 現在のところ、そのような運用はしていない。

会 長 収支報告書やそれに準じるものはないということになるか。

担当課 そうである。

委 員 担当課だけで決めることは難しいと考えるが、収支報告書の提出を求めることを担当課は検討したのか。

担当課 運営収支報告書の必要性について議論を庁内行的に行っていない。我々としては、何をもって収支報告とするのかが不明である。先述の通り、必要と思われる人員体制、措置はとっている。

委 員 補助金については、書類を提出する法的根拠がある。それに対し、委託金に関しては書類を提出する法的根拠がないという理解で間違いないか。

担当課 補助金の場合、申請書の添付書類として収支報告が求められる。そのため提出が必要になる。

委 員 受託者アミー以外にも入札希望者は存在したか。

担当課 他にも入札希望者は存在したが、審査請求人の会社は入札に参加しなかった。

委 員 業務委託契約書では、収支報告の提出を求めないようになっているのか。

担当課 そうである。

会 長 本件の「ぽかぽか」はほいく関係の施設であり公的施設として財務管理の内容等の適切さが特に重要となる。その点についてはどうか。収支報告を求めるべき

だという考えはないか。

担当課 公共性の高さは重々承知しているが、日々の綿密な連絡等を通じて状況確認を行う手法を採っており、収支報告の提出を求めて最後に確認するというかたちは採っていない。

会 長 そのような手法では、行政外部の市民が財務管理の適切性を確認する方法がないのではないか。

事務局 審査請求人が提出した資料③1枚目裏面の支払内訳表によると、四半期に一回支払いをすることになっている。行政としては支出をする以上、委託業務が適正に行われているか書面で確認したうえで支払うのが原則となるため、少なくとも四半期に一回は書面をもって確認している。担当課では、毎月報告を受けてその内容を確認している。

会 長 四半期ごとの支払金額は出ており、他の資料と突き合せれば、人件費等も計算できるということか。

事務局 一般に民間企業の財務状況は秘匿性の高いものであり、これを把握しなければならぬものとなると、逆に市と契約する業者が少なくなる可能性もある。

会 長 委託契約は業者が赤字になっても支払う内容か。

担当課 そうである。

会 長 解除になるということか。

事務局 赤字になっても必ずしも契約解除にはならない。しかし、価格高騰等の事情による解除はありうる。

委 員 「ぼかぼか」の定員が4人であるのに対し、支出が多いのはなぜか。

担当課 市が定員に応じた運営体制を確保する委託料を出しているからである。

会 長 委託の場面であり、補助金の場面でないということを審査請求人は認識しているか。

委 員 反論書の内容を見る限り、補助金の場面でないということは伝わっていないと考えられる。

会 長 横浜市の事例では、公的施設も含めてどうなっているか。

担当課 横浜市は、補助金ではなく委託金というかたちで提出している。

会 長 横浜市と大和市の違いは何か。

担当課 横浜市は要綱に基づいて収支報告の提出を求めているが、大和市には要綱がないという点が大きな違いである。また、横浜は運営自体を随意契約、大和は入札による業務委託契約によっており、契約上「報告を求めなければならない」という義務はない。

委 員 ほいく課で業務委託契約においても収支報告を求めることが検討されたか。

担当課 検討したことはない。

委 員 担当課の活動実績は開示対象になるか。

担当課 開示対象にあたる。

会 長 単価や合計額等は算出されるか。

事務局 入札額内訳表を参照すれば算出可能である。

会 長 人件費等の内訳については説明しているのか。

担当課 資料も示して説明している。

会 長 内訳表のとおりを支払われるが、その内訳は公開されないことになる。

委 員 市民の側から内訳を確認することはできないのか。

担当課 そうである。

(担当課退室)

会 長 まず、これまでの議論から、本件審査請求に係る文書は不存在であるという結論でよろしいか。

(全員了承)

会 長 もっとも、行政の透明性の確保の観点から、よりわかりやすい記載の弁明書が求められると考えられる。そこで、担当課は弁明書を再度作成し、原処分の合理性を十分に説明する必要がある。弁明書では、大和市が直接管理する公の施設に係る業務委託契約と、民間事業者による同事業運営に対する補助金交付について制度の違い等について、説明する必要がある。

委 員 行政の透明性の確保の観点から、本件公の施設での事業運営の収支報告に係る書面については、今後、受託者から徴取することが望ましい旨、本件の答申に意見を付すべきと考える。

(全員了承)